



福岡市男女共同参画シンボルマーク

福岡市男女共同参画年次報告書 ～重点評価項目～

(平成29年度事業実績)

平成30年9月

福 岡 市

福岡市男女共同参画を推進する条例第12条の規定に基づき、平成29年度の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び評価について報告する。

平成30年9月

福岡市長 高島 宗一郎

目 次

I 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の概要及び進行管理・評価の方法

1 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の概要	・・・・・ 2
2 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の 進行管理・実施状況評価の方法	・・・・・ 6
3 審議会日程	・・・・・ 8

II 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の実施状況及び評価

1 重点評価項目の実施状況及び評価	・・・・・ 11
-------------------	----------

III データで見る福岡市の男女共同参画

・・・・・ 25

※一般評価項目は、福岡市の男女共同参画ホームページで公開しております。

掲載先：http://danhokyodo.city.fukuoka.lg.jp/danjyo/page_05



QRコードを読み取っていただくと、福岡市の男女共同参画ホームページへ
アクセスできます。

「男女共同参画」>「啓発素材集」>「男女共同参画年次報告書」
に公開しております。

I 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の概要
及 び
進行管理・評価の方法

I－1 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の概要

(1) 「男女共同参画基本計画」策定の経緯

本市では、平成元年に策定した「ふくおか女性プラン」に引き続き、平成7年に「ふくおか男女共同参画プラン」を策定した。

平成16年4月1日に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行したことに伴い、同条例第11条に基づき、平成18年3月、同プランに代わり、「福岡市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定、平成23年2月に基本計画（第2次）を策定し、諸施策を推進してきたが、さらなる男女共同参画社会の形成に向けて、平成28年3月に基本計画（第3次）を策定した。

(2) 基本計画(第3次)策定の目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、「福岡市男女共同参画を推進する条例」に規定する5つの基本理念に基づき、福岡市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

「福岡市男女共同参画を推進する条例」 5つの「基本理念」

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- 家庭生活における活動とほかの活動の両立
- 國際的協調

(3) 基本計画(第3次)の計画期間

平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間。

(4) 基本計画(第3次)の体系

本計画では、本市と市民が共に目指すべき社会の姿として6つの「基本目標」を掲げ、その目標を達成するため、今後、取り組むべき基本的な「施策の方向」を明らかにし、その方向に沿って、本市が5年間に取り組む「具体的施策」を示している。

また、基本目標2の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」の部分をDV防止法に基づく市町村基本計画に、基本目標3と4の部分を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置づけている。

6つの「基本目標」

- 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します
- 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します
- 3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します
- 4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します
- 5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します
- 6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

(5) 基本計画(第3次)数値目標

数 値 目 標	目標値 (32年度)	
1. 社会全体で見た場合の男女の地位の平等感	全体	30%
2. 固定的性別役割分担意識の解消度	女性	75%
	男性	70%
3. 福岡市の企業における女性管理職比率	12%	
4. 福岡市役所における女性管理職比率	15%程度	
5. 福岡市の審議会等委員への女性の参画率	40%	
女性委員のいない審議会等の数	0	

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）

計画の体系図





重は重点的に取り組む施策

I－2 男女共同参画基本計画（第3次）の進行管理・実施状況評価の方法

(1) 進行管理・実施状況評価の考え方

① 目 的

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）（計画期間：平成28年度から32年度）の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、評価を次年度以降の施策に反映させ、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

② 評価の対象及び方法等

【評価の対象等】

区分	対象	評価者	摘要
一般評価	一般評価事業 事業実施担当課が実施する各事業	事業実施担当課 毎年度、「達成度」について自己評価を実施  審議会に報告  次年度以降の事業に反映	〔判定区分〕 〔達成度〕 A：90%以上（十分達成している） B：70%以上（ある程度達成している） C：50%以上（達成が不十分である） D：50%未満（達成できていない） 平成32年度までの事業目標を踏まえ、平成29年度事業の「達成度」を自己評価。
重点評価	重点評価項目 重点的に取り組む施策（6項目）	審議会 毎年度、継続的に評価を実施  次年度以降の施策に反映	〔判定区分〕 〔達成状況〕 <ul style="list-style-type: none">・順調・おおむね順調・やや遅れている・遅れている ・重点評価項目に該当する事業の実施状況について、達成状況の判定とともに、審議会での主な意見を記載。
総合評価	基本目標 基本計画(第3次)に規定する6つの基本目標	審議会 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施(平成32年度)  次期基本計画に反映	

【評価の方法】

① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局（男女共同参画課）が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票により行う。

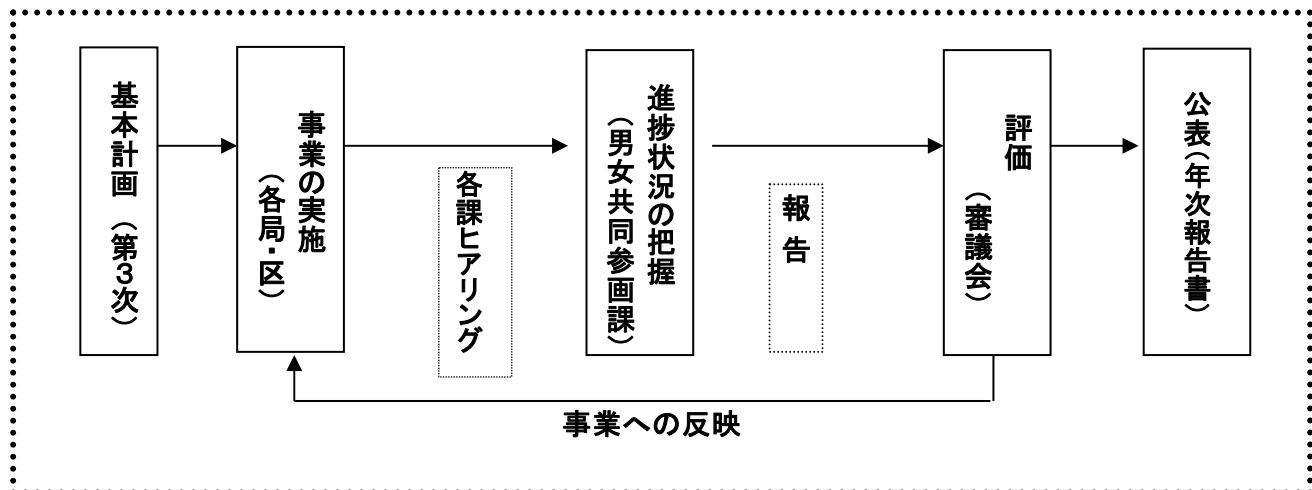
② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

（2）進行管理・評価の流れ



〈参考〉

福岡市男女共同参画を推進する条例

第12条：「市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」

第28条：「審議会は次に掲げる事務を行う。」

第2号：「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」

I－3 審議会日程

開催日	会議	審議項目
7/20(金)	第7期第4回 審議会	「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」の平成29年度実施状況に対する評価について ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ○市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 ○地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進
8/29(水)	第7期第5回 審議会	「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」の平成29年度実施状況に対する評価について ○男女平等教育の推進 ○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 ○働く場での女性活躍の推進

II 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の 実施状況及び評価

II-1 重点評価項目の実施状況及び評価

重 点 評 価 項 目	
1	男女平等教育の推進
2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護
3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
4	働く場での女性活躍の推進
5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
6	地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

[4 主な事業の実施状況]

平成29年度の「事業実績」を記載している。
継続事業については、進捗状況を明らかにするため
平成28年度の「事業実績」を〈 〉で記載している。

[判定区分]

平成32年度までの事業目標を踏まえ、平成28年度事業の
「達成状況」を判定

【達成状況】

- ・順調
- ・おおむね順調
- ・やや遅れている
- ・遅れている

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	1	男女平等教育の推進					
	2 基本目標	1	男女平等意識が浸透した社会を目指します。					
	対象事業	施策の方向	1	男女平等教育の推進				
	事業実施担当課評価	達成度		A	B	C	D	
		対象事業数		4	6	1	0	
	3 施策の進捗状況	<p>子どもの頃から性別にとらわれない自己形成ができるよう、小中学生向けの男女平等副読本を作成・配布するとともに、中学生向け出前セミナーを実施するなど、学校における男女平等教育を推進した。</p> <p>また、教育関係者を対象に男女共同参画の意識啓発のための研修を実施した。</p>						
	4 主な事業の実施状況	<p>■男女平等教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用 <ul style="list-style-type: none"> 小学校:はらっぱ (小学校3, 4年生対象, 3年時に配付) ・発行部数 16,000部 活用率 88.2%<93.0%> 中学校:わたしらしく生きる (全学年対象, 1年時に配布。但し、30年度から「改訂版中学生向け副読本」を使用するため、全学年分を配付) ・発行部数 41,000部 活用率 58.0%<56.5%> ○中学生のためのキャリアデザイン啓発事業(中学生向け出前セミナー) <ul style="list-style-type: none"> 中学校に大学・企業等から講師を派遣し、男女共同参画の必要性を学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めるセミナーを実施 実施校 市立中学校24校<26校> ○中学校における職場体験学習の実施 <ul style="list-style-type: none"> 参加学校及び生徒数: 68校(100%), 11,707名 <11,740名> 受け入れ事業所: 3,122事業所 <3,265事業所> ○男女混合名簿の採用 <ul style="list-style-type: none"> 採用率 小学校: 100%<99.3%> 中学校: 69.6%<58.0%> ○教職員への男女平等教育研修の実施 参加者数: 225人<223人> <ul style="list-style-type: none"> 〈講演〉「小中学校におけるキャリア教育の必要性について」 講師:筑波大学名誉教授 渡辺 三枝子 氏 〈報告〉「改訂版中学生向け副読本について」 報告者:市民局男女共同参画課 ○教頭2年次研修の実施 参加者数43人<33人> ○公民館、区役所職員への研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・新任公民館職員研修 実施回数及び参加者数:1回 31人 <44人> ・公民館運営研修 東区、博多区、中央区、南区 各1回 計158人 <東区・博多区 各1回, 計94人> 						

I 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	○中学校における副読本の活用や混合名簿の採用について、教育現場の実態を把握・分析したうえで、活用率及び採用の向上に取り組む必要がある。
		○次世代を担う子どもたちが性別にとらわれることなく、進路選択や職業選択ができるよう、引き続き男女共同参画の視点に立ったキャリア教育(中学生向け出前セミナー等)を推進する必要がある。 ○教職員や公民館・区役所職員への研修については、継続して行っていく必要がある。

I 事務局記入欄	6 今後の取組	○男女平等教育研修会において改訂版の中学生向け副読本の活用方法等を提示するなど、教職員への周知や理解を図っていく。 ○校長・園長連絡会等において、副読本の活用や混合名簿の採用を進めるよう指導していく。また、混合名簿を採用していない学校については、指導を継続的に行う。 ○中学生向け出前セミナーを引き続き実施するとともに、教職員や公民館・区役所職員への研修は分かりやすく、より実践的なものとなるよう内容の充実に努める。
	7 事務局評価	達成状況

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 中学生向け男女平等教育副読本については、平成31年度からの道徳の教科化に伴い、授業として位置づける等活用率の向上に努めていただきたい。 中学校の男女混合名簿については、採用率は伸びてきているが、100%となるよう教職員の男女共同参画の理解促進に努められたい。		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護				
	2 基本目標	2	女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。				
	対象事業 施策の方向	1	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護				
	事業実施 担当課評価	達成度		A	B	C	D
		対象事業数		13	18	0	0
	3 施策の進捗状況	配偶者等からの暴力を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、若年層を含めた暴力防止のための広報・啓発や相談窓口の周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携して、相談、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んだ。					
	4 主な事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 ○福岡市DV防止講演会の実施 <ul style="list-style-type: none"> 「加害者の足抜け支援から見たDV・ストーカー事件 ～DV・ストーカーの現状と解決への道筋～」 講師:小早川 明子氏(NPOヒューマニティ) 参加者数:111人(130人) ○ホームページへの掲載、配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布等による広報啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・29年度は、新たにコンビニエンスストア(210店舗)にもカードを配置した。 ・カード・リーフレット配布箇所数:765箇所<555箇所> ○デートDV防止教育講演会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市立高校4校でデートDV防止教育講演会を実施。各校において、毎年デートDV防止教育講演会を実施することが定着した。 また、29年度は私立高校1校においても、デートDV防止教育講演会を実施した。 ・参加者数:2,511人(1,286人) ○デートDV防止啓発カード・ポスター配布及び教職員を対象とした研修の実施等 <ul style="list-style-type: none"> ・29年度から新たにデートDV防止啓発カードを市立中学3年生及び市立高校生へ配布した。 カード配布先:市立中学3年生(69校)、市立高校生(4校) ・カードを配布するにあたり、事前に教職員を対象に研修を実施し、生徒からのDV相談への対応、DV家庭で育つ生徒への支援等について理解促進を図るとともに、初期の相談先で最も多い友人(生徒)が関係機関に繋ぐなどの適切な対応が取れるように、生徒指導力の向上を図った。 参加者数:250人 ・人権読本「ぬくもり」中学生版の改訂で、授業に活用できるようにデートDVに関する題材を新たに盛り込んだ。 ・デートDV防止啓発ポスターを、市立中学校及び高校、専門学校、大学、ほか関係機関へ配布した。 ○DV相談や通報への対応 相談件数:3,603件<3,464件> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカス等が連携した相談対応の実施 ・県配偶者暴力相談支援センター及び警察と連携した24時間対応の実施 ○相談員等研修 <ul style="list-style-type: none"> ・国・県が主催するDVに関する研修への参加 参加者数:延157名<延162名> ・こども家庭課主催によるDVに関する研修の実施 参加者数:20名(25名) ・市民と直接接する機会が多い区役所職員や地域の民生委員等に対する研修の実施及び出前講座の実施 					

I 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者等から暴力を受けた母子等の一時保護 <ul style="list-style-type: none"> ・県・市・民間施設での保護 ・民間支援団体の活動支援 ○自立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援 ・市営住宅、児童福祉、ひとり親家庭福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を活用した被害者の自立支援 ・DV被害者の子どもに対しては、DV相談機関と区子育て支援課・こども総合相談センターが連携して支援 ○関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議の実施 年1回(1回) ・「福岡市女性に対する暴力防止連絡会議」の実施、及び「福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議」「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」への参加
	5 懸案事項・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害が深刻化する前に相談できるよう、市民への意識啓発や相談窓口の周知を行う必要がある。 ○教育委員会と連携して、教職員のDVに対する理解を深めるとともに、子どもの発達段階に応じた取り組みを検討する必要がある。 ○相談員のスキル向上を図るために、内容や方法について検討し、計画的に研修を実施する必要がある。 ○関係機関との情報交換を行い、連携の一層の推進を図る必要がある。

I 事務局記入欄	6 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV防止のための意識啓発及び相談窓口の周知徹底に取り組むため、DV防止講演会、DV研修の講師派遣等を実施するとともに、啓発カード・リーフレット等を配布する。 ○DV相談窓口広報先の拡大に取り組む。 ○DV予防教育のため、引き続き、市立高校対象にデートDV防止教育講演会を実施するとともに、教育委員会と連携して教職員研修等を実施する。 ○被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組むため、引き続き、DV相談に対する相談・保護体制、自立のための支援を充実させる。 ○DV相談窓口の相談員が適切な被害者支援を行うことができるよう、スキル向上のための研修の実施、受講を継続する。 ○女性に対する暴力の防止及び被害者支援の推進を図るため、引き続き、「福岡市女性に対する暴力防止連絡会議」の実施及び「福岡県配偶者からの暴力防止連絡会議」、「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」等への参加を行う。
	7 事務局評価	達成状況 おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 DVやデートDVに対する意識啓発や相談窓口の周知は重要であり、より効果的な方法を工夫して引き続き取り組まれたい。 また、DV被害者の中にも外国籍の方が多数いると思われるため、相談窓口の周知や支援について外国語対応を充実していただきたい。		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進			
	2 対象事業 基本目標	3	仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します			
	2 対象事業 施策の方向	1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進			
		2	男性の家庭・地域への参画促進			
		3	子育て・介護支援の充実			
	事業実施 担当課評価	達成度		A	B	C
		対象事業数		30	34	2
	3 施策の進捗状況		<ul style="list-style-type: none"> ○市役所においては、時間外勤務縮減や定時退庁に向けた取組、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や両立支援制度の周知に努めるとともに、男性職員の家事育児参画の促進に取り組んだ。 ○待機児童の解消を目指し、多様な手法による保育所等の整備を実施するとともに、延長保育や休日保育の拡充など、利用者のニーズに柔軟に対応するため、多様な保育サービスの充実に取り組んだ。 ○仕事と介護の両立についての情報提供やアドバイスを行う「働く人の介護サポートセンター」の認知度を向上するため、周知に努めた。 			
	4 主な事業の 実施状況		<ul style="list-style-type: none"> ■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ○社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定 認定企業数 129社 <109社> ○企業・団体に対して、“「いへな」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけ 賛同企業数 1,058企業・団体 <1,028企業・団体> ○福岡市特定事業主行動計画に基づく仕事と家庭の両立支援策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得率 91.1%<88.9%> ・職員の年次有給休暇の年間平均取得日数 15.7日<15.3日> ・子どもが生まれた男性職員のうち、育児休業、部分休業、育児短時間勤務のいずれかを取得した職員の割合 10.8%<10.7%> 			

I 事務局記入欄	<p>5 懸案事項・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業・団体に対し、“い～な”ふくおか・子ども週間♡への賛同を呼びかけていく必要がある。 ○今後も保育需要は増加する傾向にあり、引き続き保育所等入所定員の拡充や保育サービスの充実が必要である。 ○企業に対し、働く人の介護サポートセンターの広報に努めていく必要がある。
-------------	---

I 事務局記入欄	<p>6 今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○“い～な”ふくおか・子ども週間♡への賛同の呼びかけを行っていくとともに、企業の取組等について、ホームページ等でPRする。また、新規登録団体等へ子ども参観日実施報告書の配布やホームページへの掲載により「子ども参観日」の実施を呼びかけていく。さらに、メールマガジンの効果的な活用等により賛同企業への情報提供や働きかけ等を行う。 ○今後も増加が予想される保育需要に対応するため、既存施設の増改築や新築のほか、小規模保育事業の実施等の多様な手法を用いて、保育所等入所定員の拡充を図る整備に取り組むとともに、保育サービスの充実について、実施園拡充の促進策を検討する。 ○これから親の介護を行う世代を対象とした介護準備講座を、企業で働く人向けに開催し、併せて出張相談を実施するとともに、窓口の広報に努める。 	
7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
【審議会意見】			
<p>「社会貢献優良企業優遇制度」については、企業の子育て支援や女性活躍の取組みにつながるため、認定企業が増えるよう、引き続き、働きかけていただきたい。</p> <p>市男性職員の育児休業については、さらに取得向上に向けた取組みを推進していただきたい。今後、ダブルケアへの対応が必要となってくるため、仕事と育児・介護の両立ができるよう、働き方改革に努めていただきたい。</p> <p>働く人の介護サポートセンターについては、今後とも積極的にセンターの周知や情報提供に努めるとともに、仕事と介護の両立支援について、関連部署との連携を図っていただきたい。</p>			

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	4	働く場での女性活躍の推進			
	基本目標	4	働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します			
	2 対象事業 施策の方向	1	企業における女性活躍推進の支援			
		2	働く女性への支援			
		3	女性の就業・起業支援			
	事業実施 担当課評価	達成度		A	B	C
		対象事業数		9	13	1
	3 施策の進捗状況		<ul style="list-style-type: none"> ○女性活躍推進に取り組む企業を紹介し、企業における女性活躍の「見える化」を推進するため、「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」を運営するとともに、市内企業・事業者を対象に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するセミナーを開催した。また、企業を対象に女性の活躍を促進するための先進事例の紹介を行う講演会を実施し、啓発に努めた。 ○男女共同参画推進センター・アミカスにおいて働く女性のスキルアップや起業支援など女性のチャレンジを支援する講座を実施した。 			
	4 主な事業の 実施状況		<p>■企業における女性活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」の運営（平成28年8月開設） 登録企業数 223社（平成30年3月末）<167社（平成29年3月末）> ・Facebook「ふくおか人事の広場」（企業の人事担当者向け）、 Twitter「ふくおか就活・転活部」（学生向け）、「見える化サイト」を広報周知 ○一般事業主行動計画策定支援セミナーの実施 5回 参加者79人（10回 110人） ○企業向け講演会 参加者 261人 85社（273人 65社） ・基調講演 「ニュースにならないカイシャの事件簿 ～部下と上司の見えないストレスを読み解く～」 講師：河合 薫さん（健康社会学者） ・「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」の案内 <p>■働く女性への支援</p> ○女性リーダー育成研修（全3回×2コース、全1回×1コース） 参加者数：118人（64人） ○「働くあなたのガイドブック」の発行 作成部数 ・平成27年度改訂版3,000部（増刷）<1,100部> ・平成29年度改訂版8,700部（平成30年2月発行） 配布部数 ・平成27年度改訂版3,701部<5,488部> ・平成29年度改訂版8,642部 			

I 事務局記入欄	■女性の就業・起業支援 ○ママのためのお仕事スタートアップ(全1回×2コース) 参加者数 14人 <17人> ○女性のための就職応援プログラム(全2回×2コース) 参加者数 34人 <21人> ○お仕事再開応援フェスタ 参加者数 119人 <113人> ○女性の起業支援セミナー(全6日間) 参加者数 24人 <23人> ○HAPPY女子マーケット準備セミナー(全5回) 参加者数 32人 <30人> ○IT活用セミナー 4回<8回> 参加者数 163人 <247人>
	○「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」について、市内企業へ周知し、登録企業数を増やす必要がある。 ○「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定については、市内企業の大部分を占める中小企業は行動計画の策定が努力義務となっているため、計画策定への支援が必要である。 ○女性のチャレンジを支援するセミナー・研修について、申込者の増加や受講生の満足度がより向上するように、開催方法について工夫する必要がある。

I 事務局記入欄	6 今後の取組	○「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」への掲載が企業のイメージや優秀な人材の確保・定着、収益の向上等につながるよう、「見える化サイト」の充実を図り、登録企業を増やしていく。 ○講師が企業を個別訪問し管理職などが参加するワークショップを開催し、計画策定を支援する。 ○一般事業主行動計画策定支援セミナーを開催し、中小企業の計画や取組内容について、先進事例や業種・規模別等に具体的な事例を示しながら、計画策定の意義を伝えるとともに、策定を支援する。 ○引き続き企業や受講対象者のニーズを把握しながら、女性リーダー育成研修や女性の就職支援セミナー等の就労・起業に役立つ講座を実施する。
	7 事務局評価	達成状況 おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況 おおむね順調
	【審議会意見】 女性の活躍を推進するためには、女性を対象とした取組みだけでなく、職場環境の改善に向け、企業の経営者や管理職への啓発に努められたい。 セミナーや研修については、様々な状況におかれた女性に対する多様な働き方の支援となるよう、幅広い視点で企画していただきたい。	

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進					
	2 基本目標	5	政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します					
	対象事業	施策の方向	1	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進				
	事業実施担当課評価	達成度		A	B	C	D	
		対象事業数		3	5	0	0	
	3 施策の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ○各審議会等の委員改選時期を把握し事前協議を徹底とともに、庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、審議会等委員への女性の参画率40%の目標達成や本市女性職員の登用促進について、全庁に強く働きかけた。 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍推進に取り組んだ。 						
	4 主な事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ■市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 ○福岡市男女共同参画推進協議会・幹事会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 協議会 1回 <1回>, 幹事会 1回 <1回> (協議会の議題) <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の実施状況及び評価について (幹事会の議題) <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の実施状況及び評価について ○「審議会等への女性の参画促進に関する要綱」に基づく、審議会等委員の改選時の事前協議の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・改選のおおむね3か月前までに課長級での事前協議の徹底及び部長級への働きかけ 事前協議実施数 25 < 34 > ・団体への効果的な推薦依頼方法のアドバイス等の実施 ・審議会等委員への女性の参画率 34.3% <33.7%> ・女性委員のいない審議会等の数 0 < 0 > ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員の活躍推進 <ul style="list-style-type: none"> ・男女の別なく能力・意欲に応じた配置、登用 ・若手女性職員の本庁配置など、早期キャリア形成に向けた配置 ・本人の能力や意欲に応じて、子育て中の職員も、政策立案業務ができる職場に配置 ・キャリア形成に関する研修の実施 ・時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進 ・ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施 ・両立支援制度の周知や男性職員の家事育児参画の促進 など、女性職員の育成・登用及び全ての職員の職業生活と家庭生活の両立に向けた取組みを行った。 ・福岡市役所における女性管理職比率 12.8% <11.9%> 						

I 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って展開されるよう、福岡市男女共同参画推進協議会等において、職員に対する男女共同参画基本計画の周知徹底を図る必要がある。 ○審議会等委員への女性の参画については、今後も事前協議等の継続した取組を行っていく必要がある。 ○市女性職員の活躍を推進するためには、女性職員のキャリア形成とともに、男性の家事・育児への参画や長時間労働を前提としない働き方に転換していく必要がある。

I 事務局記入欄	6 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も男女共同参画推進協議会・幹事会において、様々な分野への女性の参画促進等について働きかけるなど全庁横断的に本市の男女共同参画施策を推進する。 ○審議会等委員の改選時においては、事前協議の時期に所管部署への働きかけを行うとともに、女性の人才発掘に努め、女性委員の参画が進んでいない分野への積極的な情報提供に努める。 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく取組みを継続し、女性職員の意欲と能力を十分に發揮させるとともに、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいく。
	7 事務局評価	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 達成状況 おおむね順調 </div>

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	<p>【審議会意見】</p> <p>政策・方針決定過程への女性の参画については、男性の割合が多い審議会等に、女性の視点の重要性が浸透するよう取り組んでいただきたい。</p>		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	6	地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進			
	基本目標	6	地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します			
	2 対象事業 施策の方向	1	地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援			
		2	地域活動の方針決定過程への女性の参画促進			
	事業実施 担当課評価	達成度		A	B	C
		対象事業数		11	12	4
	3 施策の進捗状況	福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」にあわせて、各校区において男女共同参画推進の取組が実施されるよう支援するとともに、先進的な取組を行っている校区の活動紹介や地域の女性リーダー育成講座の開催、男女共同参画コーディネーターーやアミカス寸劇隊などの派遣などにより、地域における男女共同参画推進に取り組んだ。				
	4 主な事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 ○地域における主体的取組への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」及び「シンボルマーク」の広報・周知 <ul style="list-style-type: none"> (市政だより・ホームページへの掲載、ポスター、チラシの配布等) ・取組を実施した校区数 145／147校区・地区 <143／146校区・地区> ○各区男女共同参画連絡会の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各校区が実施する男女共同参画の推進に関する取組の支援 ○男女協サミット <ul style="list-style-type: none"> 参加人数: 268名 <271名> ・校区の事例発表 「ありがとう 小さな出会い 大切に」 <ul style="list-style-type: none"> 発表:筑紫丘校区男女共同参画部 ・講演「災害時における男女共同参画～九州北部豪雨の経験から～」 <ul style="list-style-type: none"> 講師: 中嶋玲子氏(福岡県男女共同参画センターあすばる元館長) ○七区男女共同参画協議会の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・七区男女共同参画協議会代表者会議の開催 4回 <4回> ・各校区の男女共同参画研修会実施調査 ○男女共同参画出前講座の実施 11件 325人 <17件 412人> ○男女共同参画つうしん 偶数月発行 				

I 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画コーディネーター派遣事業 3校区派遣<7校区派遣> ○男女共同参画推進サポーター派遣事業 9件 162名受講 (受講者の満足度 92%) <10件 290名受講> ○アミカス寸劇隊派遣事業 13件 481名受講 (受講者の満足度 88%) <22件 747名受講> ○校区男女共同参画推進組織と校区諸団体との連携支援事業 12件 480名受講 (受講者の満足度 81%) <10件 397名受講> ○区役所職員への研修の実施 男女共同参画推進担当職員研修 参加者数: 14人 <12人> <p>■地域活動の方針決定過程への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地域女性活躍チャレンジ塾」 講師 佐藤 優子氏(福岡教育大学 非常勤講師) 内容 講義, 先輩女性の体験談, ワークショップ等の連続講座 <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 全4回<全4回> ・参加者数 15名<30名>
	5 懸案事項・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウイーク」の周知に努め, 全校区で週間にあわせ, より充実した主体的取組が継続して実施されるよう, 地域への支援に努める必要がある。 ○地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進するため, より多くの女性リーダー育成に引き続き取り組む必要がある。

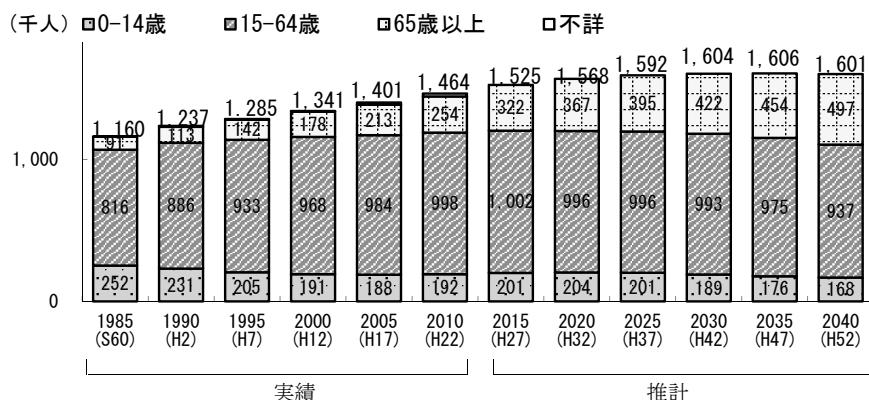
I 事務局記入欄	6 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○「みんなで参画ウイーク」が地域に定着するよう広報・啓発に努めるとともに, 地域における男女共同参画推進の取組が, 全市の広がりを持って展開されるよう, 七区男女共同参画協議会と連携し, 地域の主体的な男女共同参画推進活動を支援する。 ○現在地域活動を行っている女性, 及び将来リーダーとして活躍を目指す女性, 並びに地域活動に関心のある女性を対象に, 地域で活躍できる女性を育成するほか, リーダーに求められる資質の向上のための学習機会等を提供する事業を今後も継続して実施する。 	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	<p>【審議会意見】</p> <p>地域における意思決定過程への女性の参画については, 地域活動の企画や運営にも女性がより積極的に関わることで, 福岡市の共創のまちづくりに繋がるため, 引き続き, 地域の実情に応じた支援を行われたい。</p>		

III データで見る福岡市の男女共同参画

福岡市の現状

○ 福岡市の人団推移と推計人口（1985年～2040年）



資料：総務企画局企画調整部（第9次福岡市基本計画）

○ 福岡市の人団・推計人口における年齢構造の変化（1985年～2040年）

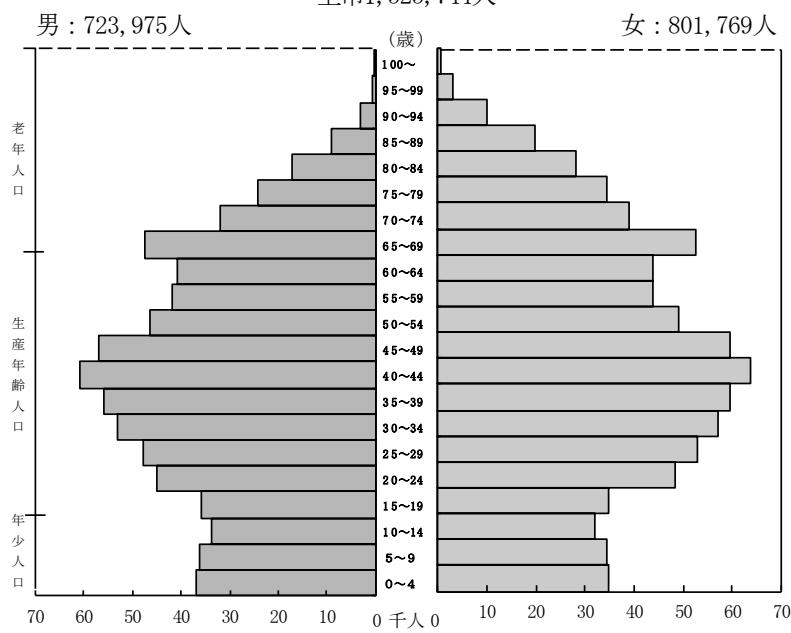
(年)	凡例	(%)		
		0-14歳	15-64歳	65歳以上
1985(S60)	実績値	21.8	70.4	7.8
1990(H2)	実績値	18.8	72.0	9.2
1995(H7)	実績値	16.0	72.9	11.1
2000(H12)	実績値	14.3	72.4	13.3
2005(H17)	実績値	13.6	71.0	15.4
2010(H22)	実績値	13.3	69.1	17.6
2015(H27)	実績値	13.2	65.7	21.1
2020(H32)	実績値	13.0	63.5	23.4
2025(H37)	実績値	12.6	62.5	24.8
2030(H42)	実績値	11.8	61.9	26.3
2035(H47)	実績値	11.0	60.7	28.3
2040(H52)	実績値	10.5	58.5	31.0
	推計値			

資料：総務企画局企画調整部（第9次福岡市基本計画）

○ 人口構成ピラミッド（男女・年齢構成 福岡市）

—平成29年9月30日現在、住民基本台帳—

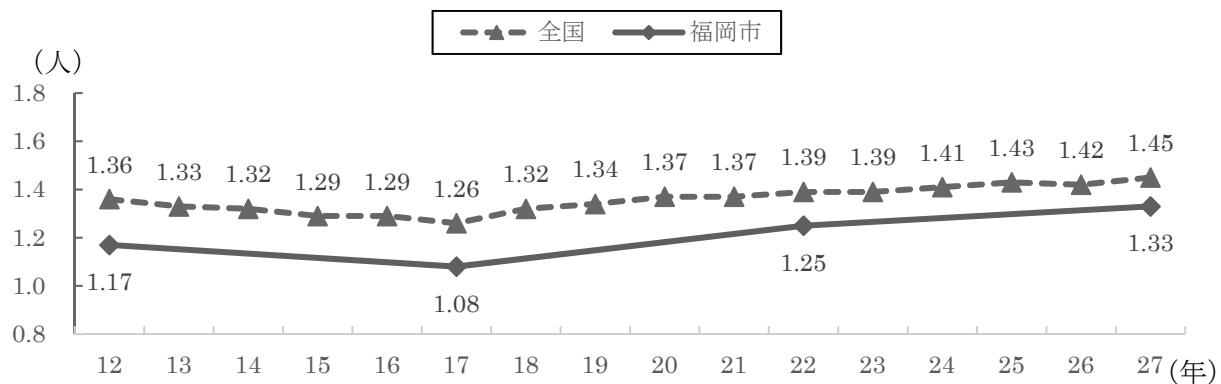
全市1,525,744人



資料：総務企画局統計調査課

福岡市の現状

○ 合計特殊出生率の推移



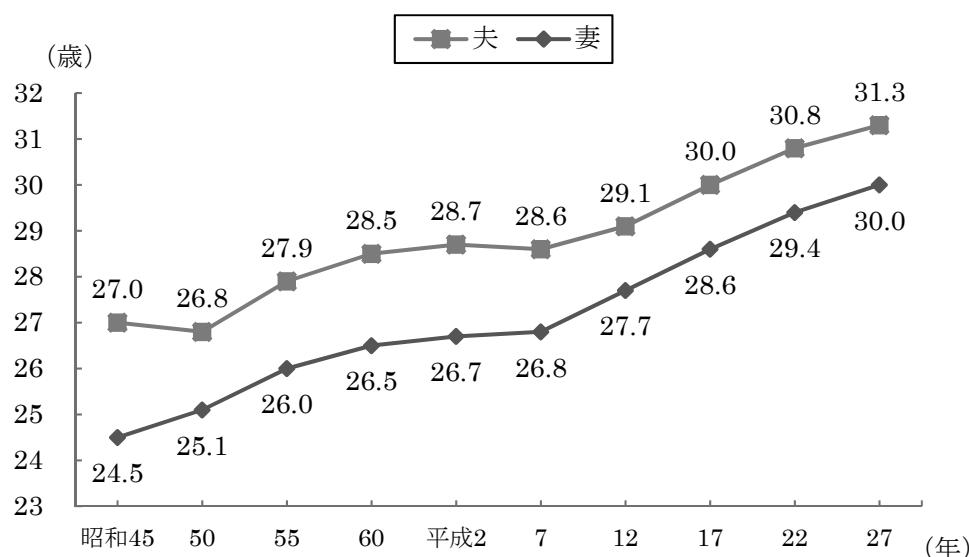
合計特殊出生率: 1人の女性が仮にその年の出産の傾向どおりに一生の間に生むとしたときの子どもの平均数

※現人口を維持するのに必要な水準は 2.07

※福岡市は、国勢調査結果に基づいて算出

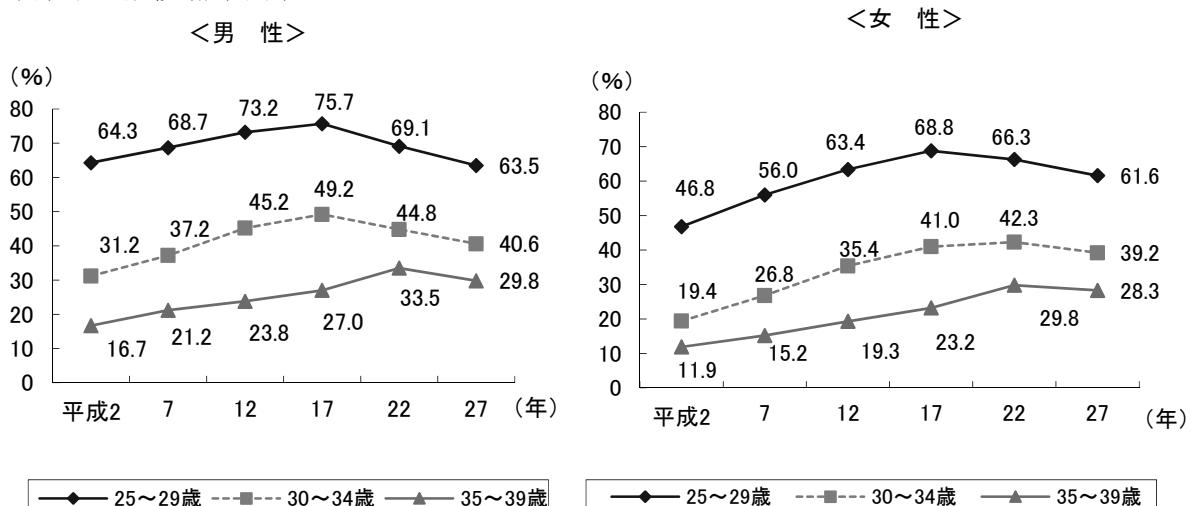
資料: 厚生労働省 平成 27 年人口動態統計

○ 平均初婚年齢の推移 (福岡市)



資料: 厚生労働省「人口動態調査」

○ 未婚率の推移(福岡市)

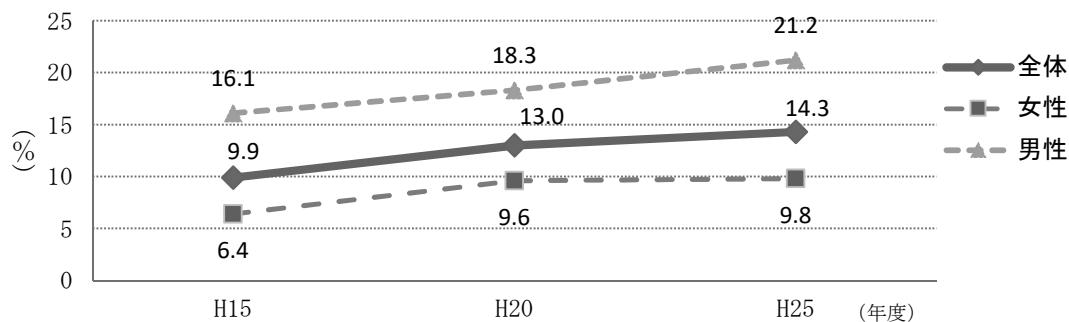


資料: 総務省「国勢調査」

基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します

社会全体で見た場合の男女の地位の平等感や、固定的性別役割分担意識の解消度は、緩やかな增加傾向にある。男女平等教育については、副読本の活用や混合名簿の採用が小学校に比べて中学校が低いが、上昇傾向にある。

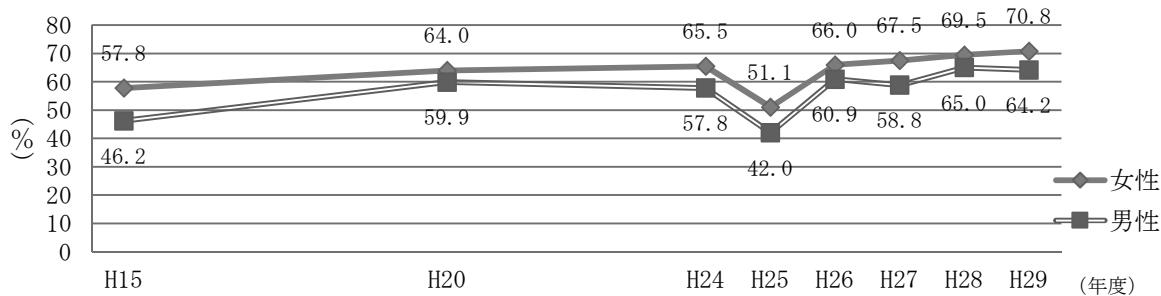
○ 社会全体で見た場合の男女の地位の平等感 (平等と回答した人の割合)(福岡市)



資料 : H15・25 福岡市男女共同参画社会に関する意識調査
H20 市政に関する意識調査

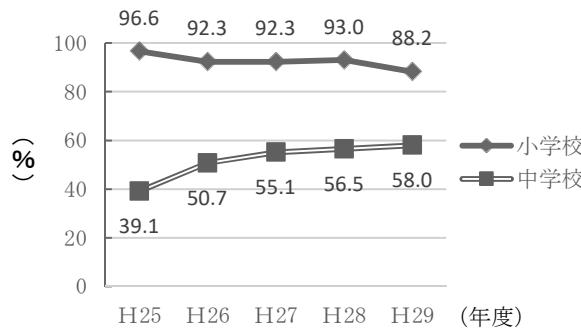
○ 固定的性別役割分担意識の解消度(福岡市)

〈男は仕事 女は家庭を守るべき〉という考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」という人の割合



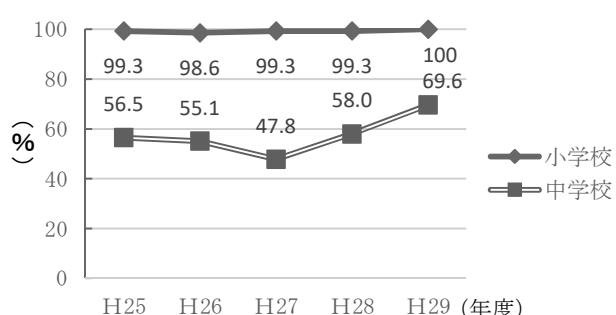
資料 : H15・25 福岡市男女共同参画社会に関する意識調査
H20 市政に関する意識調査
H24・26・27・28・29 福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査

○男女平等教育副読本活用率 推移(福岡市)



資料 : 市民局男女共同参画課

○男女混合名簿採用率 推移(福岡市)



資料 : 教育委員会学校指導課

基本目標2

女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

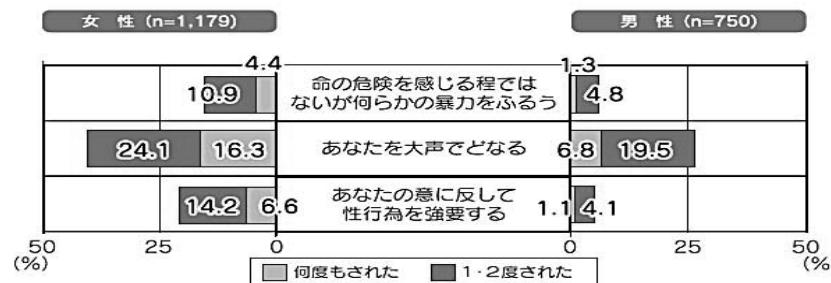
暴力に関する相談は、平成29年度は合計で3,603件であった。また、事業所におけるセクシャル・ハラスメント防止策や対応策の実施状況については、平成26年度の調査で、5割以上の事業所において何らかの防止への取組を実施している。

○ 福岡市DV相談件数の推移

	アミカス 相談室	区家庭児童 相談室	配偶者暴力相談 支援センター	合計
25年度	796	2,894	371	4,061
26年度	871	3,121	347	4,339
27年度	731	4,035	389	5,155
28年度	502	2,588	374	3,464
29年度	609	2,605	389	3,603

資料：市民局事業推進課、こども未来局こども家庭課

○ 配偶者から暴力を受けた経験



○ 配偶者等から暴力を受けた際に実際に我慢した人の割合

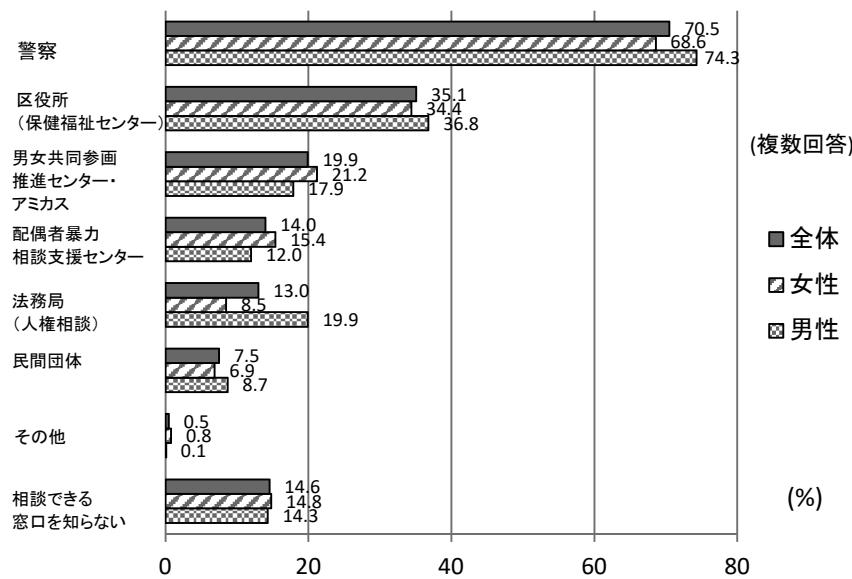
女性 43.8%
(n=669)

男性 48.7%
(n=310)

全体 45.3%
(n=986)

資料：福岡市 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査

○ 恋人、配偶者、パートナーからの暴力について相談できる窓口の認知度



○ DV相談についてのカード・リーフレット・ステッカー配布箇所数

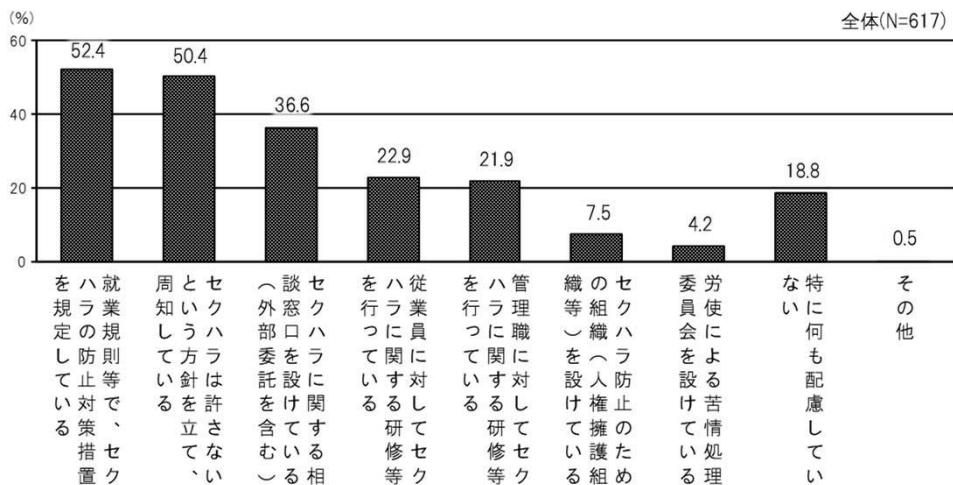
25年度	541
26年度	542
27年度	555
28年度	555
29年度	765

資料：福岡市 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査

基本目標2

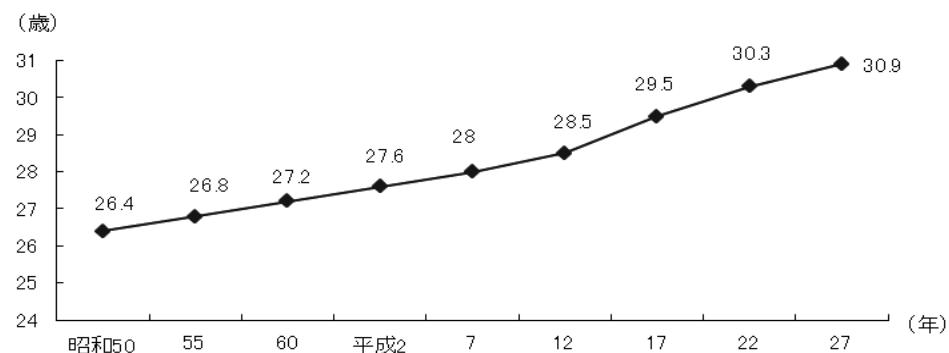
女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

○ 事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止策や対応策の実施状況(福岡市)



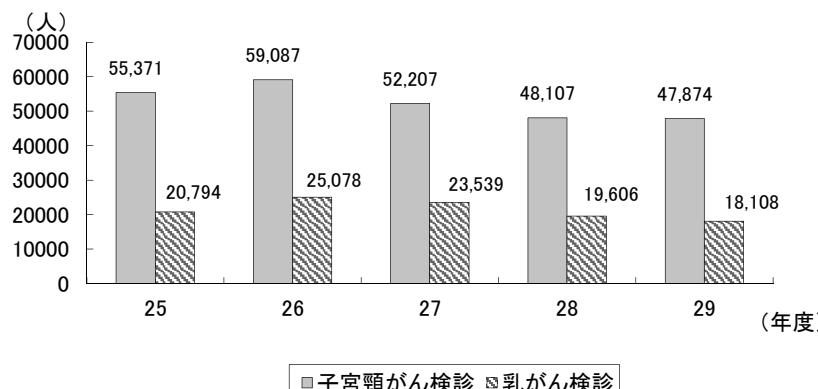
資料:福岡市 平成26年度女性労働実態調査

○ 第1子出生時の母の平均年齢の推移(福岡市)



資料:保健福祉局地域医療課

○ 子宮頸がん・乳がん検診の受診者数の推移(福岡市)



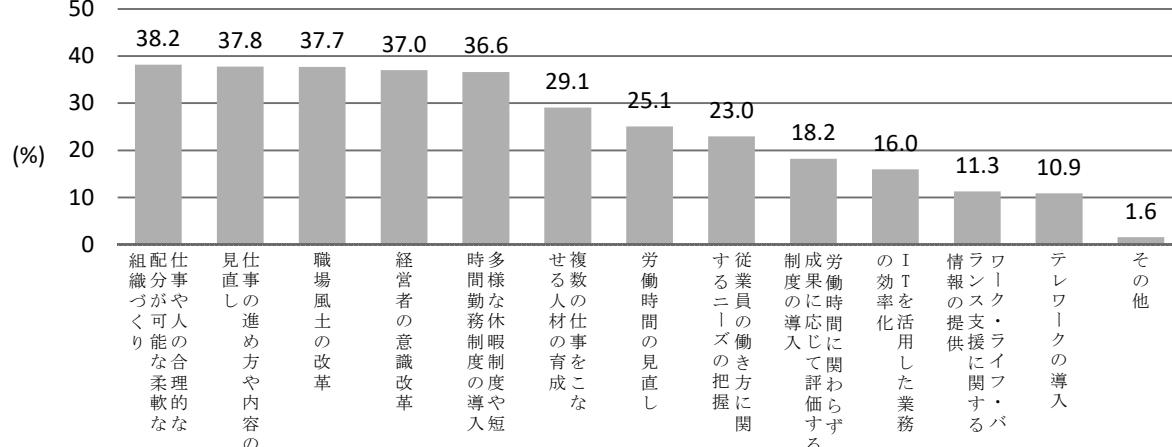
資料:保健福祉局健康増進課

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

企業に対しては職場の意識改革や経済的支援の充実を望む人が多い。事業所では育児・介護のための短時間勤務制度の導入などが進んできているものの、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の事業所の認知度は6割程度にとどまっている。

また、保育所等の定員増の取組を進めているが、入所申込数の大幅な増加により、保育所等の待機児童数は平成30年4月1日時点で40人となっている。

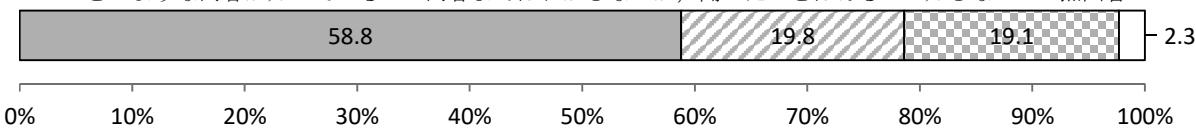
○「ワーク・ライフ・バランス」推進のために企業に望むこと＜従業員＞(福岡市)



資料:福岡市 平成26年度女性労働実態調査

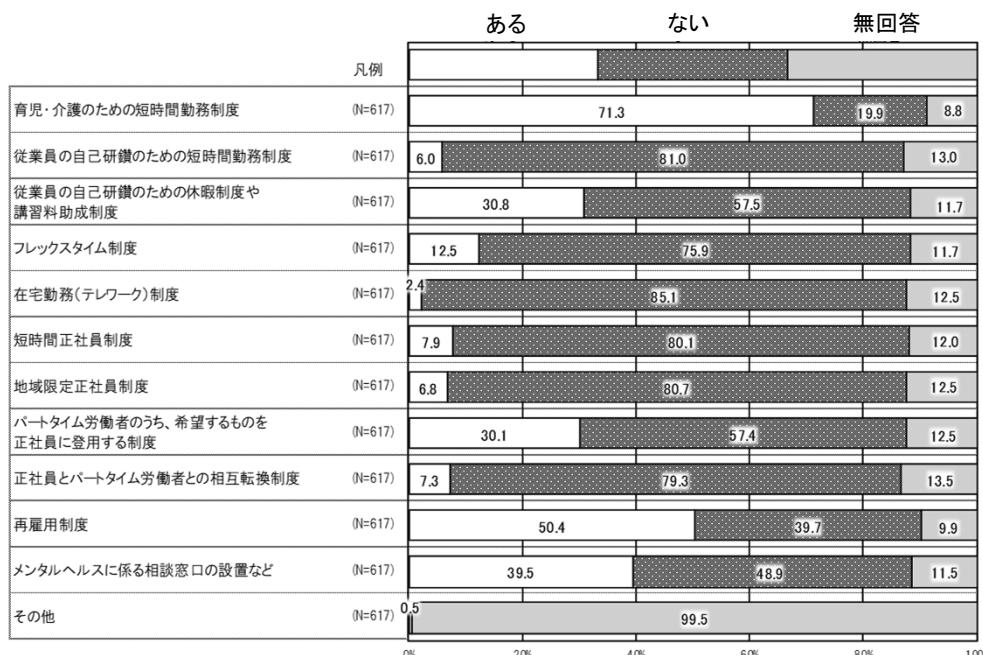
○「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度＜事業所＞(福岡市)

□どのような内容か知っている □内容まではわからないが、聞いたことはある □知らない □無回答



資料:福岡市 平成26年度女性労働実態調査

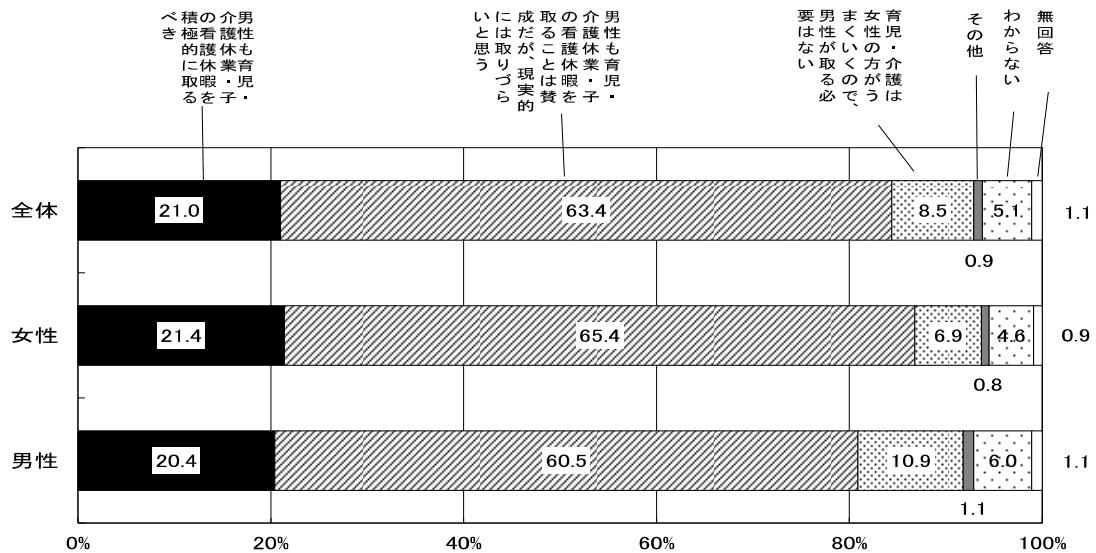
○「ワーク・ライフ・バランス」を推進するための制度の導入状況＜事業所＞(福岡市)



資料:福岡市 平成26年度女性労働実態調査

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

○ 男性も育児休業をとった方がよいか(福岡市)



資料：福岡市 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査

○ 保育所の推移(福岡市)

各年4月1日現在

年	施設数	定 員	入所人員 (人)			待機児童数 (人)
		(人)	総数	3歳未満	3歳以上	
平成26	203	29,349	30,858	12,847	18,011	0
平成27	291	31,928	32,669	13,922	18,747	61
平成28	316	33,494	33,935	14,694	19,224	73
平成29	347	35,330	35,400	15,667	19,733	89
平成30	386	37,861	38,256	16,348	20,437	40

※平成27年度は、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園長時間預かりを含む数値。

※平成28～30年度は、認定こども園、地域型保育事業所を含む数値。

資料：こども未来局運営支援課

○ 社会貢献優良企業優遇制度 (次世代育成・男女共同参画支援事業)

認定企業数	平成25年度	73
	平成26年度	87
	平成27年度	93
	平成28年度	109
	平成29年度	129

資料：市民局
女性活躍推進課

・ 賛同企業登録数	平成25年度	928
	平成26年度	954
	平成27年度	973
	平成28年度	1,028
	平成29年度	1,058

資料：こども未来局
総務企画課

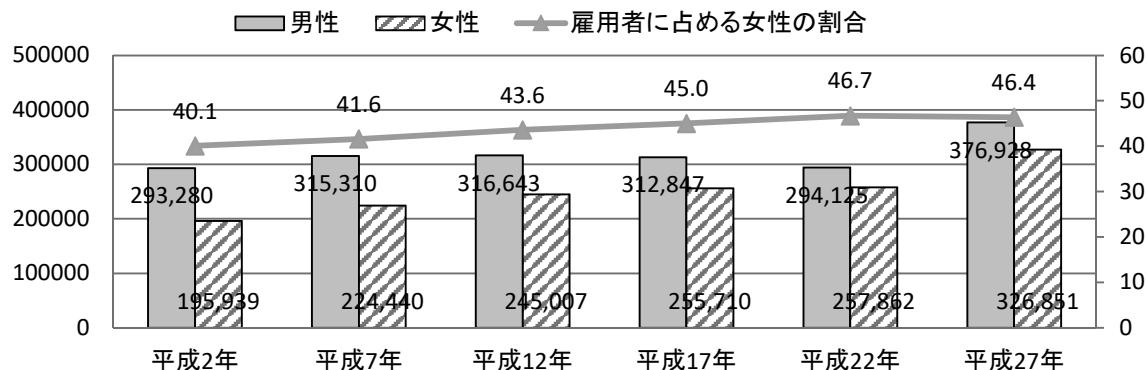
基本目標4

働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

雇用者に占める女性の割合は次第に増加しているが、女性活躍推進への取組を進めている事業所は約半数となっている。

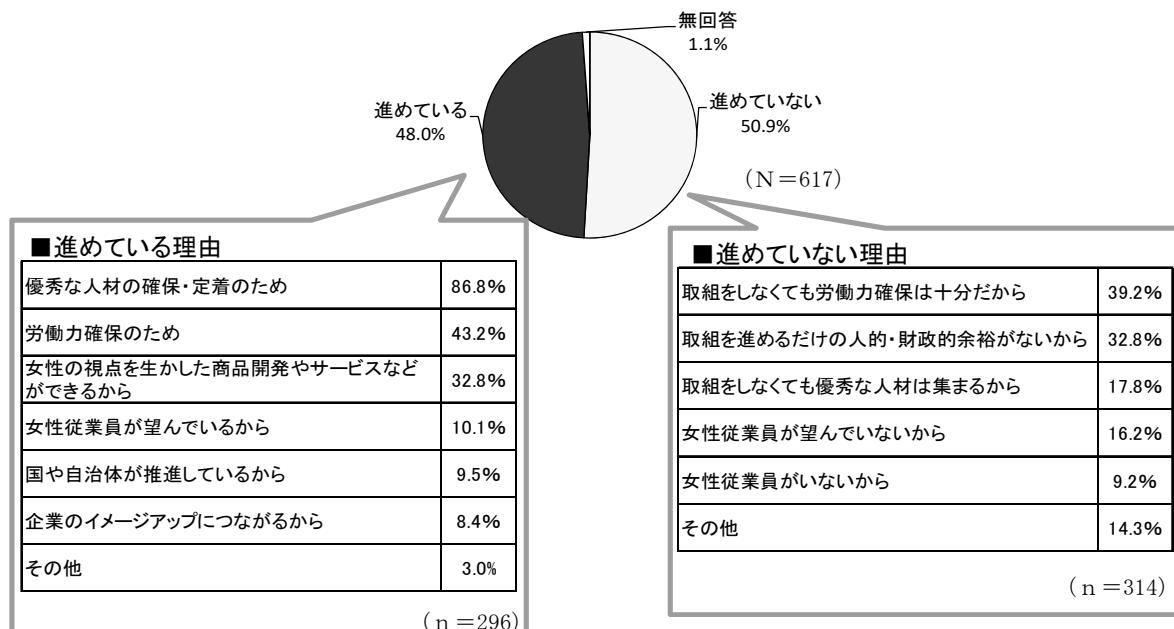
女性は出産、育児を機に職業を中断、子育て後に再就職した方がいいと考える人が男女ともに過半数を占めている。

○ 雇用者に占める女性の人数と割合の推移(福岡市)



資料：総務省「国勢調査 平成27年」

○ 女性活躍推進への取組の推進状況(福岡市)



資料：福岡市 平成26年度女性労働実態調査

○ 事業所における女性管理職の割合

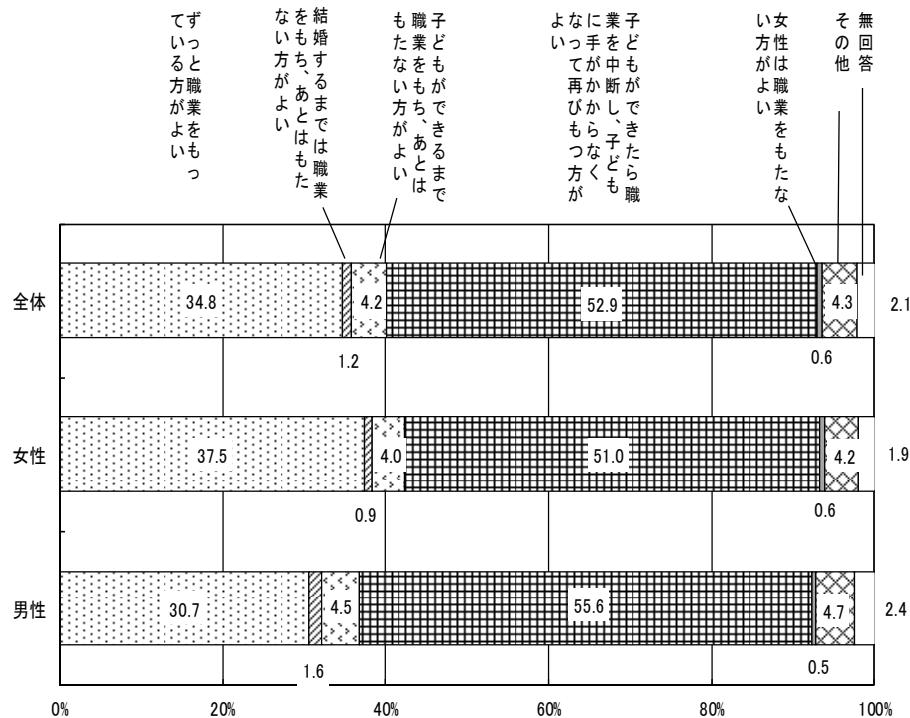
課長相当職以上(役員除く)に占める女性の割合	10.0%
係長相当職以上(役員除く)に占める女性の割合	13.7%
役員に占める女性の割合	12.6%

資料：福岡市 平成26年度女性労働実態調査

基本目標4

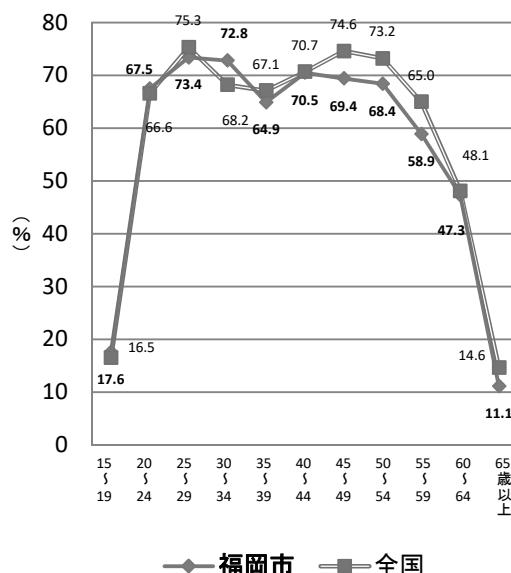
働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

○ 女性が職業をもつことについて

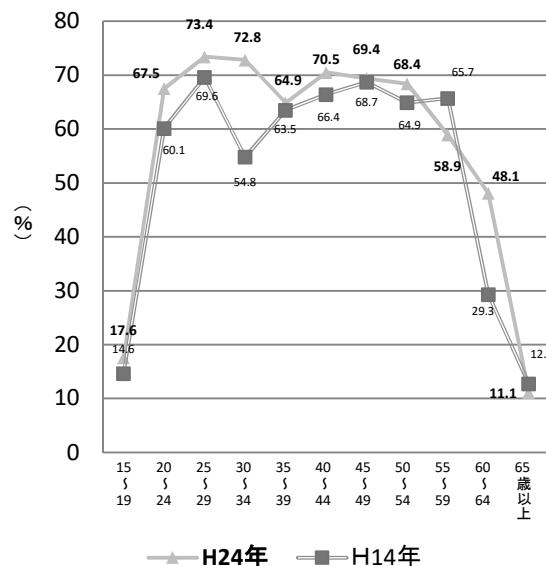


資料：福岡市 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査

○ 女性の年齢階級別の有業率 (福岡市, 全国)



○ 女性の年齢階級別の有業率 (福岡市の平成14年と平成24年)



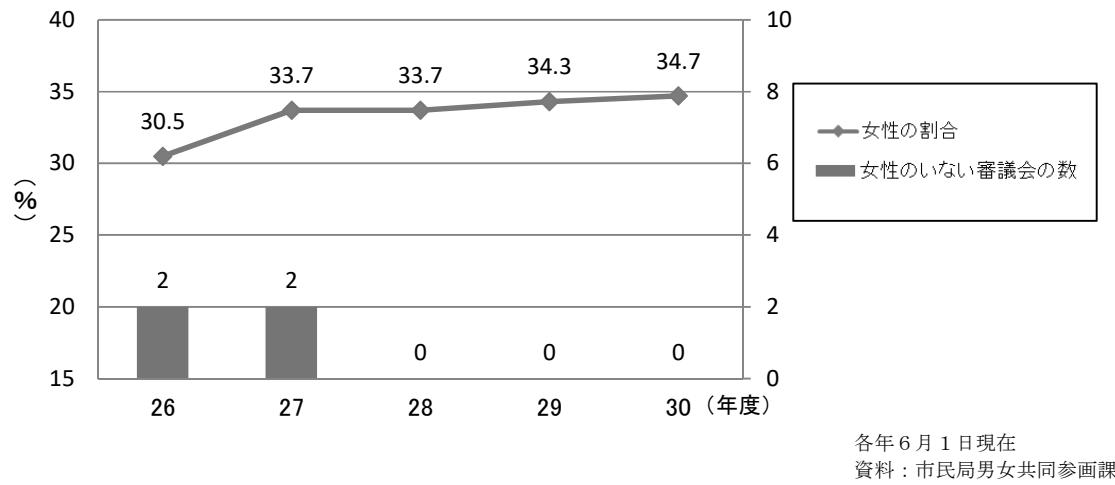
資料： 総務省平成24年就業構造基本調査

資料： 総務省平成14・24年就業構造基本調査

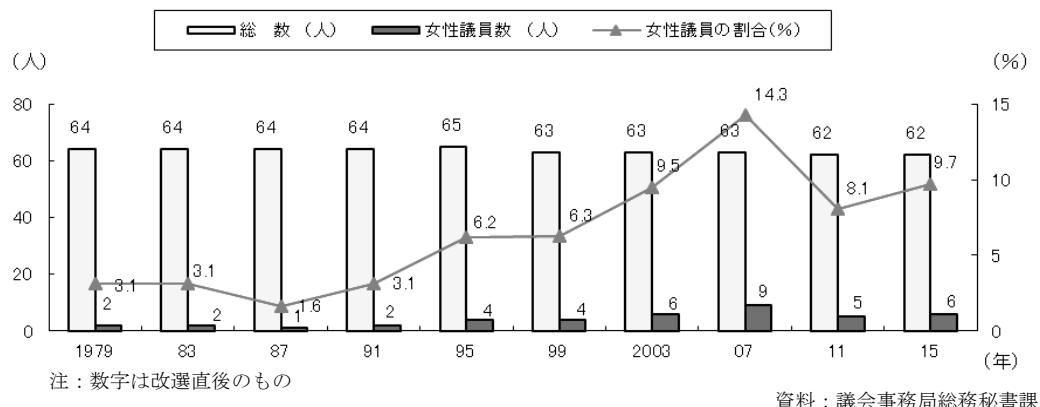
基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

審議会等委員、福岡市職員及び役職者の女性の割合は、少しずつではあるが増加傾向にある。市議会議員の女性の割合は、平成23年の改選で減少に転じたが、平成27年の改選でわずかに増加している。

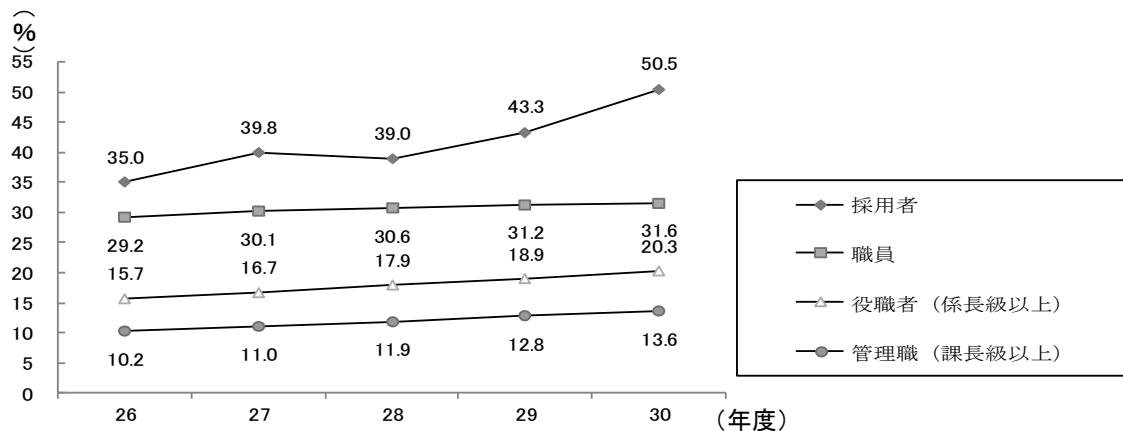
○ 福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移



○ 福岡市議会議員に占める女性の割合の推移



○ 福岡市職員における女性の割合の推移



注1：採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験（上級、中級及び初級）の一般行政職
(ただし、学校事務、文化財専門職及び科学技術は除く)

注2：採用者の数は採用年度ベース。平成30年度については5月1日現在の数
注3：職員数及び役職者、管理職の数は5月1日現在の数

資料：総務企画局人事課

基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

○ 福岡市女性役職者の推移

区分	平成29年					平成30年					
	総数(人)	女性数(人)	総数に占める女性の割合(%)	男性数(人)	総数に占める男性の割合(%)	総数(人)	女性数(人)	総数に占める女性の割合(%)	男性数(人)	総数に占める男性の割合(%)	
役職者	2,777	526	18.9	2,251	81.1	2,774	564	20.3	2,210	79.7	
	管理職	780	100	12.8	680	87.2	779	106	13.6	673	86.4
	局部長級	187	16	8.6	171	91.4	186	19	10.2	167	89.8
	課長級	593	84	14.2	509	85.8	593	87	14.7	506	85.3
係長級	1,997	426	21.3	1,571	78.7	1,995	458	23.0	1,537	77.0	
一般職員	6,846	2,477	36.2	4,369	63.8	6,879	2,487	36.2	4,392	63.8	
合計	9,623	3,003	31.2	6,620	68.8	9,653	3,051	31.6	6,602	68.4	
採用者	201	87	43.3	114	56.7	184	93	50.5	91	49.5	

注：定期異動後5月1日現在の数

資料：総務企画局人事課

○ 福岡市立小中高等学校の校長・教頭における女性の割合の推移

年	区分	小学校			中学校			高等学校		
		総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
平成28	校長	143	34	23.8	64	8	12.5	4	0	0.0
	副校長	6	1	16.7	4	1	25.0	3	0	0.0
	教頭	152	31	20.4	76	6	7.9	5	2	40.0
平成29	校長	144	38	26.4	64	7	10.9	4	0	0.0
	副校長	3	0	0.0	4	1	25.0	3	0	0.0
	教頭	153	31	20.3	76	7	9.2	5	2	40.0
平成30	校長	144	39	27.1	63	8	12.7	4	0	0.0
	副校長	2	0	0.0	3	1	33.3	4	0	0.0
	教頭	159	35	22.0	76	6	7.9	4	2	50.0

注：福岡市立の学校を対象とする。休職者、長期研修者等を含む。

資料：教育委員会教職員課

他の政令指定都市と比較してみると・・・

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	熊本市	福岡市	政令市
市職員管理職の女性比率(%)	13.6	13.1	20.4	10.9	14.8	16.3	17.2	11.0	10.4	9.5	12.3	13.6	11.8	13.2	13.1	10.6	11.1	14.8	9.1	13.0	13.5
地方議会の女性議員比率(%)	23.9	25.5	16.7	18.0	15.1	16.9	19.6	15.7	10.6	19.6	21.3	17.9	18.6	14.9	22.1	11.1	14.8	13.1	12.5	9.7	17.1
審議会等の女性委員比率(%)	34.0	37.9	36.6	26.1	40.7	31.9	35.0	42.1	32.4	38.3	36.2	33.2	35.2	37.6	31.5	41.9	29.6	53.2	23.1	34.3	35.3

市職員管理職の女性比率：調査時点は平成29年4月1日現在の自治体が多いが、時点が違うところもある。

※ 本調査で対象としている公務員は、各政令指定都市で採用され、もしくは定員となっている公務員。国などから出向し、現在各自治体の定員に含まれている公務員は調査対象となる。なお、各自治体の職員でも、教職員(園長)は本調査の対象外。

※ 本調査での管理職とは、本庁における課長相当職以上の役職を指す。出先機関の管理職については、本庁の課長相当職以上に該当する役職のみを管理職として計上する。

地方議会の女性議員比率：平成28年12月31日現在の数値。

審議会等の女性委員比率：調査時点は自治体により異なる。

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成29年度)」

基本目標6

地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

地域における諸団体の長等への女性の参画状況は、団体間で大きな差が見られるが、諸団体の合計の割合が29年度に初めて2割を超えるなど、増加傾向にある。

○ 地域における諸団体の長等への女性の参画状況(福岡市)

(各年7月1日現在)

団体名	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
		女性の割合 (%)	総数 (人)	女性数 (人)	女性の割合 (%)				
自治協議会（自治連合会）（※）		2.0	2.0	2.0	4.0	4.7	149	10	6.7
公民館長		19.2	21.9	23.3	24.7	24.7	147	38	25.9
青少年育成連合会（※）		25.0	27.5	26.2	30.2	28.7	150	43	28.7
交通安全推進委員会（※）		2.7	4.8	6.1	5.4	6.0	148	12	8.1
体育振興会（※）		7.4	6.8	7.4	9.4	10.0	150	10	6.7
ごみ減量・リサイクル推進会議（※）		12.8	16.2	16.1	16.2	18.0	157	26	16.6
人権尊重推進協議会（※）		10.3	13.7	13.2	19.4	20.8	147	31	21.1
社会福祉協議会		24.1	27.6	30.3	30.3	29.5	147	49	33.3
老人クラブ連合会		9.9	8.5	6.3	7.7	7.9	139	12	8.6
子ども会育成連合会		43.4	45.7	43.6	46.5	44.8	90	38	42.2
市立小学校 P T A		5.5	7.0	4.9	3.5	4.9	136	8	5.9
市立中学校 P T A		5.8	2.9	4.3	6.0	4.3	66	3	4.5
地区民生委員・児童委員協議会		65.7	67.3	67.3	68.3	69.7	109	75	68.8
合計		16.8	18.4	18.2	19.7	20.1	1,735	355	20.5%

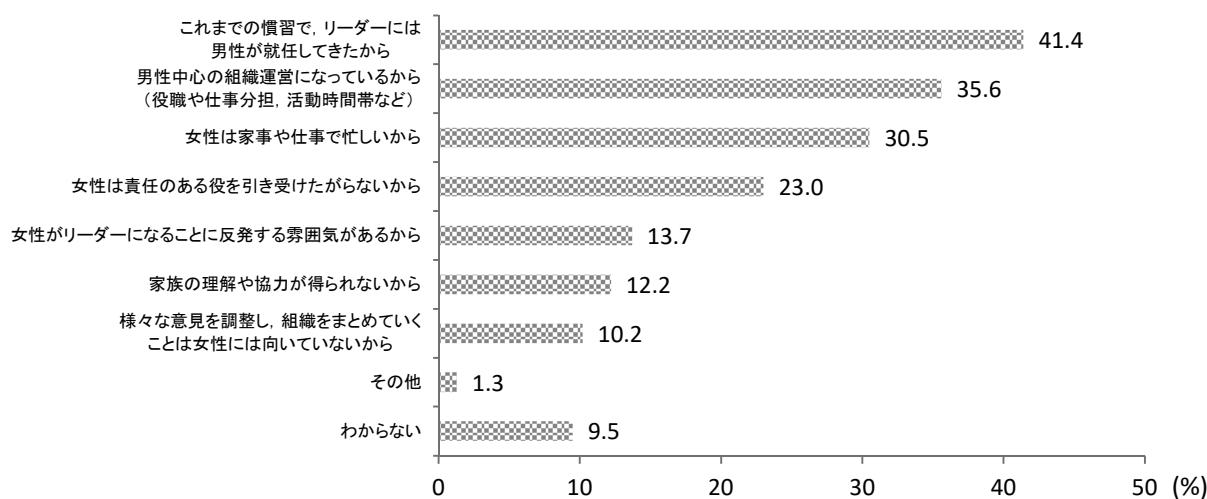
(参考) 男女共同参画協議会	94.5	95.2	93.2	95.2	90.5	148	135	91.2
----------------	------	------	------	------	------	-----	-----	------

※団体の名称は各校区により異なるため、一般的に使用されている名称を記載している

（「自治連合会」は「自治協議会」未設立校区のみカウント）

資料：市民局男女共同参画課

○ 地域における団体のリーダーに女性が少ない理由について



資料：福岡市 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査

※福岡市の男女共同参画ホームページで公開しております。

掲載先：http://danjokyodo.city.fukuoka.lg.jp/danjyo/page_05



QRコードを読み取っていただくと、福岡市の男女共同参画ホームページへ
アクセスできます。

「男女共同参画」>「啓発素材集」>「男女共同参画年次報告書」
に公開しております。

福岡市男女共同参画年次報告書

(平成29年度 事業実績)

(平成30年9月発行)

市民局男女共同参画部男女共同参画課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話 092-711-4107 Fax 092-733-5785

E-mail danjokyodo.CAB@city.fukuoka.lg.jp